

諮 問 書

佐市障福第4067号

令和4年10月28日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 井上 亜紀 様

佐賀市長 坂井 英隆



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項5号の規定に基づき、身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳交付事務において収集した個人情報を、高齢福祉課に提供を行ったため、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

高齢者・障がい者支援金支給事業における身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付に関する情報の目的外利用について、本来、事前に審査をお願いすべきところ、手続きを失念していたため事後となったが、高齢福祉課へ当該手帳交付に関する個人情報を提供することについて審査をお願いしたい。

なお、既に10月7日に当該個人情報を利用してリハーサルを行い、今後10月31日を基準日として支給対象者の抽出を行う予定である。

2 事業概要

令和4年9月議会で可決された高齢者・障がい者支援金支給事業において、65歳以上の高齢者約69,000人、65歳未満の障がい者約6,000人に対して、一人当たり5千円の現金支給（口座振込）を行う。

3 目的外利用を行う個人情報の内容

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者の氏名、カナ氏名、生年月日、個人番号

4 目的外利用の期間

令和4年10月7日～令和5年3月31日

5 個人情報の適切な取扱いについての措置

個人情報は、利用先の長が管理する。

なお、データについては、佐賀市基幹行政システム（SHIPS）内で処理を行う。

6 所管課

保健福祉部 障がい福祉課